

障害のある人の権利擁護と 意思決定支援について

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
(公社) 日本発達障害連盟 常務理事 (発達障害白書編集長)
内閣府障害者差別解消法全国自治体研修講師
厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

意思決定支援の権利 条約・法制度上の 位置づけについて

障害者権利条約と意思決定支援

1. 「障害者権利条約」とは、平成18年に国連で採択された国際条約（国際ルール）
2. 条約では、障害のある人を「一人の人間」「権利の主体」と捉え生活のさまざまな場面において障害のある人の人権（尊厳）の尊重を批准国へ求めている
3. 全部で50条あり、その中には「法律の前に等しく認められる権利と権利行使のための適切な措置」も規定されている

障害者権利条約における 意思決定支援関連規定

【第12条】

(法律の前にひとしく認められる権利)

- ・締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- ・締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

障害者権利条約における 意思決定支援関連規定

【第19条】

（自立した生活及び地域社会への包容）

- ・ 締約国は・・・全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める・・・
- ・ 障害者は・・・居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わない・・・

改正障害者基本法において 規定された意思決定支援

【第23条】 (相談等)

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者・・・に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

改正障害者基本法で 注目したいもう 1 つの規定

【第 3 条】（地域社会における共生等）
全て障害者は、どこで誰と生活するかにつ
いての選択の機会が確保され、地域社会に
おいて他の人々と共生することを妨げられ
ない。

生活の選択機会が確保されても、
意思決定の支援が担保されなければ
意味がない。両者は表裏一体の関係

総合支援法における規定

総合支援法 第42条第1項

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに・・・（以下略）

総合支援法における規定

総合支援法 第51条の22

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに・・・(以下略)

知的障害者福祉法・児童福祉法における規定

知的障害者福祉法

市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならない・・

児童福祉法

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者等は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならない・・

いよいよ令和 6 年度 障害福祉サービス 報酬改定において

【論点2】意思決定支援の推進について②

検討の方向性

(意思決定支援ガイドラインを踏まえた指定基準等の見直し)

- 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記することを検討してはどうか。

また、意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させることを検討してはどうか。

※ 意思決定支援ガイドラインにおいては、意思決定支援の枠組みとして、「意思決定支援責任者の選任、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直し」について示している。

※ サービス管理責任者は、利用者と面接してアセスメントを行い、利用者や家族の生活に対する意向、総合的な支援方針、課題、目標及び達成時期等を記載した個別支援計画の作成を行うとともに、定期的なモニタリングを実施する役割を担っており、役割が重複することから、意思決定支援ガイドラインにおいて「意思決定支援責任者」の役割を兼務することが想定されている。

(サービス担当者会議及び個別支援会議における本人参加)

- 障害者の自己決定権の尊重及び意思決定支援の推進の観点から、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、相談支援専門員が開催するサービス担当者会議及びサービス管理責任者が開催する個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することを検討してはどうか。

【論点】地域移行を推進するための取組について②

検討の方向性

地域移行促進加算、地域移行支援体制加算新設、送迎加算の柔軟化、他方で地域移行等確認体制未整備減算も新設

- 障害者支援施設等の指定基準に、すべての施設入所者の地域生活への移行に関する意向について、適切に意思決定支援を行いつつ確認することを規定することに加え（9/27検討チーム提案済）、施設外の日中活動系サービスの利用の意向についても意思決定支援を行い確認し、希望に応じたサービス利用になるようにしなければならない旨を規定してはどうか。
- また、地域移行に向けた動機付け支援については、例えば、グループホームの見学や食事利用に加え（9/27検討チーム提案済）、施設外の通所事業所への見学や食事利用、地域の活動への参加等を行った場合に評価を検討してはどうか。
- 生活介護等の送迎加算において、これまで施設入所者については、送迎の利用者として対象外とされていたが、本人が希望する日中活動の場の提供を促進する観点から、入所している障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎に限定して、送迎加算の対象とすることを検討してはどうか。
- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設けることを検討してはどうか。

【論点】地域移行を推進するための取組について③

検討の方向性

- 障害者支援施設の指定基準に、すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定することとしているが、その実効性を持たせるため、
 - ・ 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること（サービス管理責任者又は地域移行支援の経験者等を選任）
 - ・ 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

を指定基準に規定し、義務化することを検討してはどうか。

その際、これらの規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、これらを実施していない場合に減算の対象とすることを検討してはどうか。

※ 意思を決定することに困難を抱える場合は意思決定支援を行う。

※ 意向確認のマニュアルについては、厚生労働省で令和6年度中に作成し、そのマニュアルに基づいて各施設でマニュアルを整備してもらうことを予定。

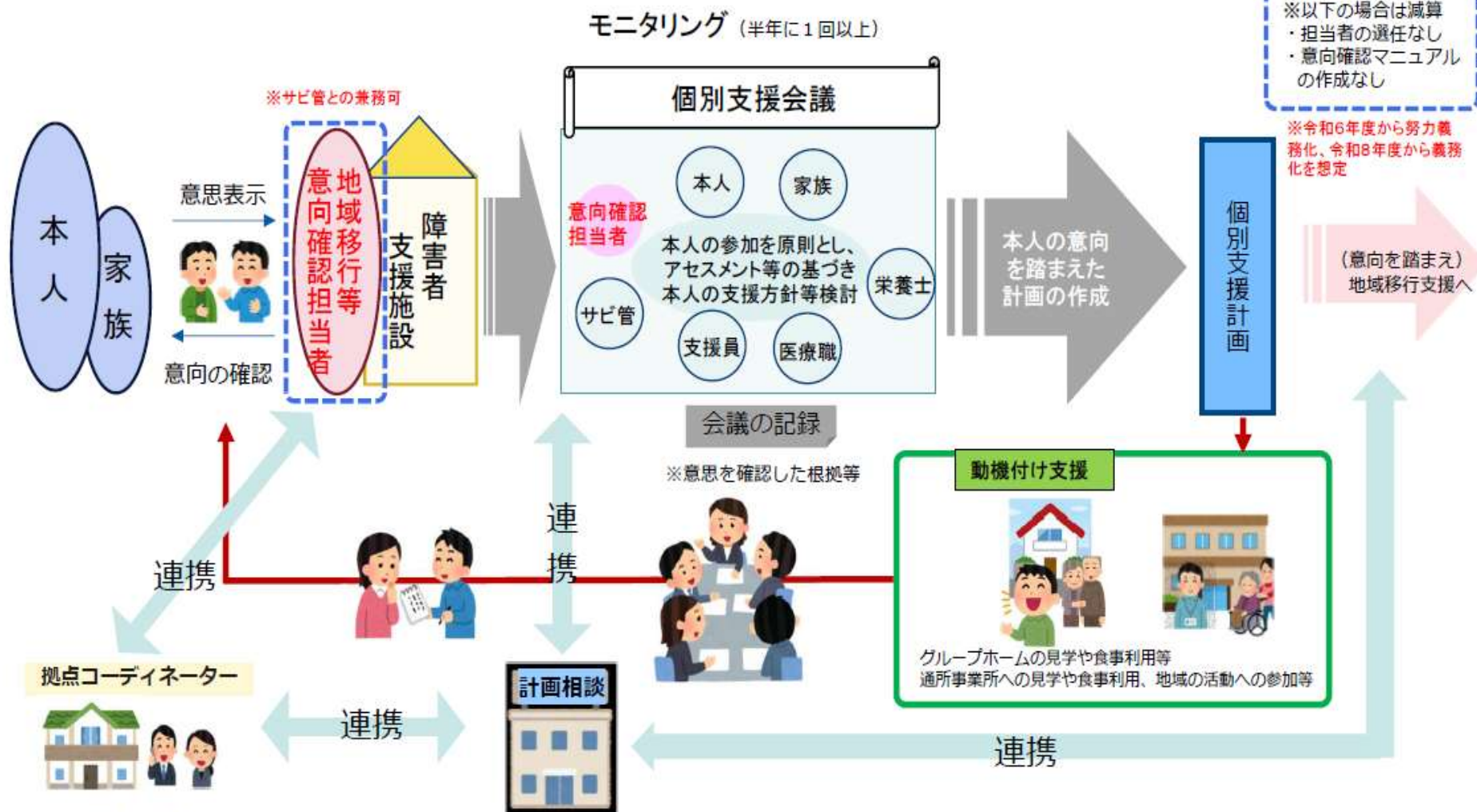
- また、障害者支援施設の意向確認を行う担当者は、地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターや相談支援専門員と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握、地域移行支援や体験利用へのつなぎなど、地域移行の推進に向けた取組を行うことに努めなければならない旨を指定基準に規定することを検討してはどうか。

障害者支援施設における地域移行等の意向を踏まえたサービス提供（イメージ図）

(論点 参考資料①)

※以下の場合は減算
・担当者の選任なし
・意向確認マニュアル
の作成なし

※令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化を想定



※地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の担当職員と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担う

※計画相談支援のモニタリング期間について、地域移行に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者については、標準期間より短い期間で設定することが望ましい旨明確化

グループホームの支援内容拡充に関する方向性

現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績

意思決定支援を 考える・実践する際 のポイントについて

意思決定支援って何だ？

1. 意味としては、障害のある人の「意思」を「決定」するための「支援」
2. 知的・発達障害のある人や認知症の人にはとりわけ大切な支援といえる
3. ただし、「意思決定支援」の具体的な実践については知見の蓄積が必要

法定化されたことも踏まえて、障害のある人や家族、支援者などが積極的に議論することが重要

意思決定支援って何だ？

一般的に「意思を決定する」ことを
考えてみると、以下の流れが想定される

- ① 決定の基礎となる十分な体験や経験
(決定する経験) があり
- ② 決定に向け必要な情報の入手・理解
(統合) ・保持・比較・活用がなされ
- ③ 決定した意思が表出、実行できる

意思決定支援って何だ？

1. 前スライドで整理した流れを、知的・発達障害のない人は日々の生活で自然に繰り返している
2. これを知的、発達障害のある人は、流れの1つ1つに支援を要する（可能性が高い）ことが分かる
3. 今まで周囲の人々は「意思決定に支援が必要 = 自分では決められない」と捉えていなかっただろうか？

意思決定支援って何だ？

① 決定を下支えする十分な体験や経験（決定する経験）があり

→障害があっても年齢相応の「決める」体験や経験が保障されているか

② 決定に必要な情報の入手・理解（統合）・保持・比較・活用がなされ

→本人が理解できる形で情報提供できているか

③ 決定した意思が表出、実行できる

→独特な意思表出もキャッチできているか

重度の障害のある人であっても、必ず「意思」あるいは「思い」や「気持ち」があり自分のことを自分で決めることができる可能性を秘めています。

それをどのように支援できるのか
・ ・ と考えるのがポイントといえます。

意思決定支援は権利擁護

1. 虐待や差別行為など、障害のある人の権利侵害を防止、解消する方向性の権利擁護（いわば「担保すべき（最低限守るべき）」権利擁護：虐待防止法や差別解消法における差別的取扱いの禁止など）
2. 本人の暮らしの支援や、エンパワメントという方向性を促進する権利擁護（いわば「開拓・開発すべき」権利擁護：意思決定支援や差別解消法における合理的配慮の提供など）

X・Yのステージ（仮）

整理の途中ですが、参考まで・・・

1. 本人の意思決定そのものを支援するステージ【X 1：本人意思決定】
2. 本人の意思をできるだけ多面的に（関わる人との関係性には影響されつつ）類推して、共同で意思を決めていくステージ【X 2：共同意思決定】
3. X 1、X 2は、柔軟かつ連続的

X・Yのステージ（仮）

1. 日常的な福祉サービスの利用や日用品の売買などを決めるステージ【Y 1 : 日常的な決定】
2. 人生を左右するような暮らしの方向や高額売買などを決めるステージ【Y 2 : 重大決定】
3. X、Y軸で構成される、連続する4面のステージ（ただし、Z軸も含めた3次元モデルになるのでは）

X・Yの2ステージ

1. Z軸に当てはまるものはいろいろ考えられるが、可変項目として決定する事項に応じて整理する方法も
2. 特に、X 2のステージにおいては共同決定に際して「ベストインタレスト」の考え方が重要となる
3. 加えて、本人決定にせよ共同決定にせよ、意思決定支援とされる援助行為の「前」にあるものが不可欠

意思決定支援の前にあるもの

1. 本人の意思や選好を確認する際に重要なことは、できる限り本人が意思表出できる機会を用意すること → ベストチャンス
2. そのためには、本人がコミュニケーションを取りやすい環境を整え、さまざまなツールを活用することも必要
3. たとえば、言葉かけだけでコミュニケーションを取っていないか？支援会議の際に支援者が口を挟もうとしてしまっていないか？

Y 2

決定の重大・稀少性
決定の不可逆性

Y 1

ベストインタレスト

共同意思決定

このラインを上げていくのが
情報提供や「やり直し」支援

愛知県自閉症協会の
花島氏と又村で作成

この面積を増やすのが
意思決定支援の1目的

本人意思決定

柔軟かつ連続的

このラインを
上げていくのがエンパワ
メント

X 1

年齢ごとの体験・経験の積み重ね
個別的な情報提供・活用の支援

X 2

ベストインタレストとは

1. イギリスの意思決定能力法で示されたもので、「本人にとっての最善の利益」と訳される考え方のこと
2. 共同決定（代理代行決定）に関わる家族や支援者（相談支援専門員）には必須で求められるもの
3. とりわけ、本人の意思を覆すような決定をする場合には、それが明確にベストインタレストであるという相当の理由が必要

ベストインタレストの7項目

1. 本人の年齢や外見、状態、ふるまいによって判断を左右されてはならない
2. その案件へ関係すると合理的に考えられる事情については、全て考慮した上で判断しなければならない
3. 本人が意思決定能力を回復する可能性を考慮しなければならない

ベストインタレストの7項目

4. 本人が自ら意思決定に参加し主体的に関与できるような環境を、できる限り整えなければならない
5. 尊厳死の希望を明確に文書で記した者に対して医療処置をしてはならない。他方、そうした文書がない場合、本人に死をもたらしたいとの動機に動かされて判断してはならない。安楽死や自殺幫助は、認められない

ベストインタレストの7項目

6. 本人の過去現在の意向、感情、信念や価値観を考慮しなければならない
7. 本人が相談者・援助者とした者、家族や友人などの身近な介護者、法定後見人、任意後見人等の見解を考慮に入れて判断しなければならない

イギリスの場合は法律で定められているが日本においては基本的な考え方として重要

ベストインタレストといえば

トイレの塩素系洗剤

そのココロは？

混ぜるな危険！！！！

何と何を混ぜると危険なのか

【家族の心配と本人の意思（気持ち）】

親元からの独立で家族が心配するのは当然だが家族の心配を「本人の不安」であるかのように話しているとしたら、それは「混ぜるな危険」

【支援者の懸念と本人の意思（気持ち）】

G Hの独立に際してアセスメントから生活上のリスクを抽出するのは当然だが支援者の懸念を「本人の恐れ」であるかのように話しているとしたら、それは「混ぜるな危険」

さらに混ざる可能性があるもの

【どうしても「体調」「感情」が混ざる】

家族（親）であれ、支援者であれ、機械ではありませんから、その時の体調や感情によって本人への向き合い方が変わります。

家族の場合にはそれも含めての「家族」といえますが、支援者の場合は自分の体調や感情を把握しておく必要があります。とりわけ意思決定支援に不可欠な情報提供と見通しの伝達は感情の影響を受けやすいことに留意しましょう。

ちょっと立ち止まって

1. 意思決定支援の基本は「本人の意思決定を支援する」こと
2. しかし、現実的には本人を中心とした共同的（代理代行的）な決定もあり、その際に必須となるのがベストインタレスト
3. したがって、共同決定に関わる人にはベストインタレストの理解が必須
4. ただし、ベストインタレスト至上主義になっってしまうと逆のリスクが高まる

ちょっと立ち止まって

5. ベストインタレストは「本人にとっての最善の利益」なので、必然的に何が最善なのかを推測することになる
6. 仮にそれを本人意思決定の支援場面で持ちだしたらどうなるか・・せっかくのベストインタレストが誘導的な支援にならないか
7. 「本人意思決定の支援」場面なのか、共同決定における本人意思尊重場面なのか、常に場面を意識しよう

とはいえ実際には

1. 止めざるを得ないときには、いかに本人の意思が強くても止めなければならないこともある（典型例は犯罪行為）
2. 他方、いわゆる「愚行権」との関係で、規範性や身体危険性、あるいは経済性などをどの程度まで勘案すべきなのか
3. 他者の意思に関わる以上、どうしても自分の成育歴や価値観が投影される（家族や支援者も人間である以上は避けられない）

愚行権的なものの一例

某アイドルグループの「総選挙」において、お気に入りのメンバーをセンターに据えたいがために年金と工賃を全額投入しようとしている → 自分のお金だし自由じゃないの？

飲み会で飲み過ぎて終電を逃し、駅前の公園で何度も吐きながら一晩を過ごし、フラフラになりながら始発で帰宅した → そういう障害のある人って見たことありますか？

ここから分かることは

1. 他者の意思決定に関与するということは、避けがたく自身の成育歴や価値観が混入するということ
2. 従って「言うことを聞いておけば間違いない」「自分の言うことが聞けないのか」タイプの人は意思決定支援に向かない
3. 基本的に「1対1」の関係性で意思決定支援することは避けるべき（親子関係は例外だがGHやヘルパーの場合は工夫が必要）

意思決定支援とは何か

- 1 すべての人に意思があることを前提とし、
- 2 障害のある人は意思決定のプロセスに支援が必要な可能性が高いことに留意しつつ、
- 3 関わる人の成育歴と価値観が影響することを意識した上で（チーム対応が基本）、
- 4 あくまで基本は自己決定であることを踏まえて行われる支援 のことではないか

この前提を踏まえた取組みがそれぞれに影響して高めあうことが求められている（「コップの中の嵐」にしないことが重要）

ちょっと立ち止まって

1. 意思決定支援の実践が深まると、さまざまな場面で障害のある人の思いや考えに触れられるようになります
2. 意思決定支援とは、意思を決定してもらわないと成立しない援助行為といえます
3. しかし、障害のある人側から考えると、場面の重要性に差異はあれ、意思決定を「求められている」「強いられている」と感じている可能性もあります

ちょっと立ち止まって

4. 家族や支援者自身のことを振り返ってみると、期限が迫っており決めなければならない事象はさておき、意思決定は必要と認識しつつ何となく決めずに放置している案件はないでしょうか？
5. ある意味で「意思決定支援」に振り回されることなく、障害のある人に「強いられている」と感じさせないためにも「お待ちする」姿勢が求められます

障害福祉サービスに おける意思決定支援 ガイドライン

意思決定支援ガイドライン

1. 平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会報告において、「障害者の意思決定支援・成年後見制度利用促進の在り方」について整理
2. 基本的な考え方として、相談支援や障害福祉サービスの提供において当然に考慮されるべきものであり、特別なサービス等として位置付ける性質のものではない、と整理
3. 意思決定支援のガイドラインを策定

意思決定支援ガイドラインは必須

4. ガイドラインでは意思決定支援の定義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等伝達）等が示されている
5. 主に、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定支援計画書の作成という3要素がポイント
6. 津久井やまゆり園の再整備で本格的に実施

「意思決定支援ガイドライン」の概要

総論

- ◆ 意思決定支援の定義
- ◆ 意思決定支援を構成する要素
障害者の態様／意思決定の内容（領域）／人的・物的環境等
- ◆ 意思決定支援の基本的原則
- ◆ 意思決定支援における合理的配慮
- ◆ 意思決定支援における留意点

各論

- ◆ 障害福祉サービス事業所等における意思決定支援
- ◆ 意思決定支援の仕組みの構築
意思決定支援責任者の配置／意思決定支援会議の開催
- ◆ 意思決定支援における連携等
相談支援事業所との連携／学校との連携／医療機関等との連携
自立支援協議会との連携／成年後見人との連携／当事者団体等の連携 等
- ◆ 意思決定支援における危機管理

I ガイドラインの背景と趣旨

障害者総合支援法

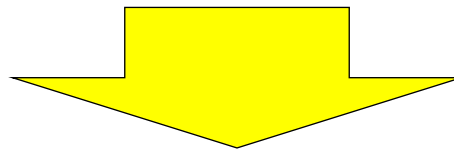
「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

○障害者本人（以下「本人」という。）が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される（第1条の2（基本理念））

○指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める（第42条、第51条の22）

障害者基本法

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、相談業務、成年後見制度、権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない（第23条）



障害福祉サービスの提供は、本人の意思決定支援に基づくことが原則

1. 意思決定支援の定義

Ⅱ 総 論

意思決定支援とは、

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、

**可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、
本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、
支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場
合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討する**

ために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面

食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。職員が行う直接支援の全てに意思決定支援が含まれる。

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が考えられる。本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

3. 意思決定支援の基本的原則

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則

本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行う

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活やサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、第三者が本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。ただし、最善の利益の判断は最後の手段**。**

（１）メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討する

（２）相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考える

（３）自由の制限の最小化

本人の生命・身体を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進める。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進める。

III 各 論

1. 意思決定支援の枠組み

(1) 意思決定支援責任者の配置

意思決定支援計画の作成、意思決定支援会議の企画・運営など、意思決定支援の仕組みを作る役割（サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務など）

(2) 意思決定支援会議の開催

本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したりする仕組み

「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

(3) 意思決定支援計画の作成とサービスの提供

意思決定支援会議により確認された本人の意思を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成、意思決定に基づくサービスの提供

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定を反映したサービス提供の結果をモニタリング、評価し、さらに意思決定が促進されるよう見直す

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

あくまで基本は自己決定
であることを十分に留意

自ら意思決定することが困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

(相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可)

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント・本人の意思確認・日常生活の様子を観察・関係者からの情報収集・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

(サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可)
本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の
フィードバック

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

本人が、意思決定に必要な情報を十分理解し、決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を十分行うことが重要

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかり

4. 職員の知識・技術の向上

意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要

5. 関係者、関係機関との連携

事業者、家族や成年後見人等の他、関係者と連携して意思決定支援を進める。意思決定支援会議に関係者等が参加するため、協議会を活用する等の体制整備が必要である。

6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容について丁寧に説明する。

苦情解決の手順等の重要事項について説明する。意思決定支援に関わった関係者は、守秘義務を厳守する。

変わるもの、変わらないもの

変わる制度

措置制度 → 支援費制度 →
障害者自立支援法 → 障害者総合支援法

変わらない支援

本人主体の支援、意思決定支援など

ご清聴
ありがとう
ございました